

改正

令和4年3月29日告示第59号

令和5年3月31日告示第71号

令和6年3月31日告示第137号

中野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活を経済的に支援することにより、本市の少子化対策を推進するため、新婚世帯を対象に、住居費、引越費用及びリフォーム費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 対象期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までをいう。
- (3) 住居費 新たに住居を購入又は賃借するため対象期間に支払った費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料については、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (4) 引越費用 対象期間に引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (5) リフォーム費用 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築及び設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用又は門、フェンス及び植栽等の外構に係る工事費用若しくはエアコン又は洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。
- (6) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(成果の指標)

第3条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、婚姻数の増加とする。

(補助対象世帯)

第4条 補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 対象となる住居が市内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住居の住所になっていること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 世帯の所得額（申請した日時点で直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額をいう。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金を返済している場合は、世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満とする。
- (4) 生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、住居費、引越費用及びリフォーム費用を合算した額とする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の10分の10以内とし、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は60万円、それ以外の世帯は30万円を限度とする。

3 令和5年度にこの要綱による補助金を受けた夫婦にあつては、令和5年度の補助限度額から既に交付を受けた額を差し引いた範囲内とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 規則第3条の申請書及び規則第10条の実績報告書は、中野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の所得証明書
- (3) 貸与型奨学金の返済額を確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (4) 物件の売買契約書の写し、建築工事請負書の写し又は賃貸借契約書の写し（住居費がある場合に限る。）
- (5) 勤務先からの住宅手当の支給状況が確認できる書類（住宅を賃借している場合であつて、給与所得者である場合に限る。）
- (6) 経費の支払を証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の提出書類については、申請者及び配偶者が市で保有する情報を確認することについて同意した場合にあつては、省略することができる。

3 第1項の申請書兼実績報告書は、令和7年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第7条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第2号)により行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日告示第59号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第71号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の中野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定に基づき提出された請求書は、この要綱による改正後の中野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定に基づき提出された請求書とみなす。

附 則(令和6年3月31日告示第137号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

中野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

下記のとおり中野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付を申請します

記

1	婚姻届提出日	年 月 日	
2	住民票の住所	(申請者)	
		(配偶者)	
3	生年月日 ※年齢は、婚姻日における年齢を記入してください。	(申請者)	年 月 日 (※ 歳)
		(配偶者)	年 月 日 (※ 歳)
4	所得の状況 ※貸与型奨学金を返済した場合は、その金額を控除してください。	(申請者)	円
		(配偶者)	円
		(貸与型奨学金返済額)	
		年 間	円
		合 計	円
5	申請額の算出基礎	住居費 (購入)	契約金額 (A) 円
		住居費 (賃借)	家賃 (B) 円
			住宅手当 (C) 円
			実質家賃負担額 (D) [(B) - (C)] 円
			敷金、礼金、共益費、仲介手数料等 (E) 円

		小 計 (F) [(D) + (E)]	円
	引 越 費 用	引越に係る実費 (G)	円
	リフォーム 費用	リフォームに係る実費 (H)	円
	合 計 (I)	[(A) + (F) + (G) + (H)]	円
6 申請額 ※夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は (I) と60万円を比較し、低い方を記入してください。 ※それ以外の世帯については (I) と30万円を比較し、低い方を記入してください。 ※1,000円未満の端数は切り捨ててください。			円

添付書類

- 1 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- 2 夫婦の所得証明書
- 3 貸与型奨学金の返済額を確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- 4 物件の売買契約書の写し、建築工事請負書の写し又は賃貸借契約書の写し（住居費がある場合に限る。）
- 5 勤務先からの住宅手当の支給状況が確認できる書類（住宅を賃借している場合であって、給与所得者である場合に限る。）
- 6 経費の支払を証する書類
- 7 その他市長が必要と認める書類

- 1 審査のため、市で保有する情報を確認することについて同意します。
- 2 過去に新規に婚姻した世帯を対象にした住居費及び引越費用に係る補助金の交付（他の市町村を含む。）を受けたことはありません。
- 3 生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていません。

申請者氏名

配偶者氏名

様式第2号（第7条関係）

中野結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日

中野市長

あて

請求者 住 所
氏 名
電 話 ()

年 月 日付け中野市達 第 号で交付金額の確定のありました中野市結婚新生活支援事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		店 舗 名	
口座種別		口座番号	
フリガナ	-----		
口座名義			